



国税庁長官

土田 正顕殿

1992年 11月 6日

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄谷5-21-12
代々木リビン303号

TEL 03(3354)4162

会長 益子 良一

－金丸問題に対する申し入れ書－

佐川急便問題で国民世論は“政界のドン”と言われていた金丸信氏を議員辞職にまで追い込んだ。そして金丸信氏への佐川急便（渡辺元社長）からの「5億円」の「政治献金」については政治資金規正法の罰金20万円だけでその処分が終了してしまっている。

しかしながら、この「政治献金」に対する課税問題は明確にされておらず、国民は金丸信氏への課税問題がどのようになっているか注目している。

税務行政に日常接しているわれわれ税理士としても“税務行政執行の公正性”の観点から、金丸信氏への課税問題について非常に注目している。

この「政治献金」の「5億円」についての税務調査はいったいどのようになっているのであろうか。「政治活動に対する献金」は事実関係が判明しにくいなどの理由で税務調査がしにくいという声がかきこえる。

しかし、我が国の税務官吏の調査能力は非常に高く「政治献金」だからといっても、これに対する税務調査方法がまったく現在のものと異なるわけでない。ましてや、国民の注目の的となっている「5億円」の課税問題である。徹底した税務調査が行なわれ、“税務行政執行の公正性”が期待される場所である。

そして税務調査の結果は国民に公表すべきである。

「プライバシーの観点や守秘義務の観点から、公表できない」との反論があろうが、長い間政界の実力者としてわが国の政治の中枢にたずさわってきた金丸信氏である。いわば「公人」の時代の課税問題であるので、税務行政庁はその結果を国民に公表すべき義務があるといわなければならない。

金丸信氏に対する課税問題をこのまま放置したりその結果を公表しないとすれば、国民に「税務行政執行の公正性」に対する不信感を与えることになる。

このようなことにならないよう、われわれ税理士は“公正な税務行政執行”を強く望むものである。

要望書

1992年 11月 6日

日本税理士会連合会会長
片岡 輝昭殿

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄谷5-21-12
代々木リビン303号
TEL03(3354)4162
会長 益子 良一



時下、貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
佐川急便問題での金丸信氏への5億円の課税問題は、国民の注目として
しているところです。

この金丸信氏への課税問題について、このまま放置すれば国民に不信
感を与えることとなります。

税理士会は、民間で唯一の税の専門家の団体です。“公正な税務行政
執行”を期待する国民の声を代弁して、国税当局へ要望する社会的責任
があるといえましょう。

そこで、貴会におかれまして、この5億円の課税問題について“公正
な税務行政執行”を行うよう国税当局に申し入れされますことを要望致
します。

なお、当連盟の国税庁宛の申し入れ書を添付致しました。あわせてご
検討いただければ幸いです。

92. 11. 10
朝日新聞

検事告訴方針 「暴挙」と声明

自由法曹団

東京佐川急便事件の公判のあり方をめぐり、自民党が事件の捜査、公判担当検事を名譽棄損の疑いで告訴する方針を打ち出したことについて、全国の約千四百

人の弁護士でつくる自由法曹団（小島成一団長）は九日、「司法の独立と三権分立の原則を侵害する憲法無視の暴挙」とする抗議声明を發表した。

声明は、検事調書の朗読という刑事訴訟法に基づき当然の手続きを一方的に犯罪視するのは「異常」と指摘。検事の「ほかない」と指摘。検事の任免や人事の権限を事実上握る政権党が告訴に踏み切れば、今後の裁判や捜査の行方にも重大な影響を与える恐れがあると述べている。

また、裁判官訴訟追委員会や検察官適格審査会の開催について「自分にとって都合なものに対する恫喝（どろかつ）にほかならない」と批判した。

金丸氏への税務調査 税理士団体が求める

全国青年税理士連盟（益子良一会長）は九日まで、土田正顕国税庁長官あてに、東京佐川急便から五億円を受け取った自民党前

副総裁金丸信氏に対して徹底した税務調査を行い、その結果を公表するよう求める申し入れ書を提出した。

自民議員60数人 社党福島が告発

社会党福島県本部は九日、東京佐川急便から五億円を受け取った金丸信・前

自民党副総裁と、金丸氏からその配分を受けたとされる氏名不詳の自民党竹下派国会議員六十数人について、所得税法違反（脱税）と政治資金規正法違反の疑いでの告発状二千百七十七通を東京地検に提出した。党関係者のほか一般市民も多数加わっているという。